

## 持続可能な水産業の実現と科学的根拠に基づいた資源管理体制の構築について

平成 31 年 4 月 24 日  
自由民主党行政改革推進本部  
規制改革検討チーム

戦後、日本は「沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へ」をスローガンに、外延的に漁場を拡大し、世界の漁業大国へと成長した。1970 年代から沿岸国が 200 カイリ水域を設定すると、海外漁場からの撤退が相次ぎ、漁業・養殖業生産量は、1984 年の 1,282 万トンピークに、2017 年の 430 万トンへと減少した。水産資源は減少し、1963 年には 62 万人だった漁業就業者は 2017 年には 15 万人まで減少、うち 65 歳以上が 38% を占めるに至るなど高齢者の割合も高く、漁村の限界集落化が進んでいる。

世界に目を向けると多くの先進国で漁業が成長産業となっており、そのための重要なファクターが漁獲規制であるというのが世界の共通認識である。漁獲規制の取組に関して、我が国は出遅れている。国が漁獲枠を設定しているのはたったの 8 魚種にすぎない。また、他国のように客観的な資源回復水準も設定されておらず、最近の漁獲実績を大幅に上回る過剰な漁獲枠が慢性的に設定されている。

新たな資源管理システムの構築により、わが国の漁業・水産業の成長産業化を目的として、昨年 12 月に 70 年ぶりに漁業法が改正された。行政改革推進本部における規制改革検討チームでは、改正漁業法の理念を迅速かつ着実に実現するため、漁業改革（水産資源管理）の議論、検討を重ね、水産庁、(独)水産研究・教育機構、米国および日本の学識有識者などからのヒアリングを踏まえて、以下の漁業改革（水産資源管理）に関する提言を取りまとめた。

### 1. 資源管理体制の独立性、中立性、透明性の確保

我が国では、楽観的な資源評価によって、水産資源の減少が可視化されず、長年にわたり、水産業の衰退が放置されてきた。過去の水産基本計画では、漁獲量の回復を目標としてきたにもかかわらず、漁獲量は減少の一途を辿っている。漁獲の減少要因が曖昧にされたまま、水産政策審議会等で事後検証と改善が十分に実施されず、PDCA サイクルの確保ができていない。

また、1997 年から国内の主要 7 魚種について TAC が設定されているが、これらの魚種の合計漁獲量は、1997 年の 246 万トンから、2016 年の 133 万トンへと半減している。現在まで、最近の漁獲実績を大幅に上回る過剰な漁獲枠が設定されおり、漁獲規制として機能していないのは自明であるにもかかわらず、十分な評価・改善がなされてこなかった。

こうした状況を踏まえて改正漁業法においては過剰な漁獲枠設定を防ぐべく、資源管理の前提をなす資源評価を最新の科学的知見に基づき行う旨を定めている（改正漁

業法9条3項)。実効性のある資源管理には、干渉を受けずに科学的知見に基づいた資源評価を行うことが必要であり、そのためには担当する機関に高い独立性が必要であるところ、我が国では資源評価の独立性を確保できる制度が準備されていない。

我が国の関係法令をみるに、資源評価を担当している水産研究・教育機構が資源評価においてどのような権限を独立して行使できるかは明記されておらず、業務運営は国立研究開発法人として主務大臣の監督・関与を受ける（独立行政法人通則法35条の4～35条の7）。また予算についても資源評価は水産庁からの委託事業として拠出されており水産庁の影響を強く受ける体制になっている。

そうした問題を解決するために、米国やEUなどの海外では、利害相反者を徹底排除した第三者によるピア・レビューを導入するなど、資源評価のプロセスに対して、独立性・中立性・透明性を制度的に確保している。我が国でも水産分野のEBPMを促進するために、以下の制度改正を提言する。

- 水産資源管理の行政庁から独立した公的な科学調査・評価機関（「海洋水産資源管理センター（仮称）」）（内閣府・農林水産省共管、環境省協議）を新たに水産研究・教育機構から分離・独立させて創設すべきである。
- 資源評価を担当する機関の権限を、法令において明記すべきである。
- 独立性確保のため、利害相反者を徹底排除した科学者による資源評価検討段階でのピア・レビュー制度を創設し、漁獲枠設定にあたり上記レビューに基づく資源評価を基礎とすることを定めるべきである。またピア・レビューは公開すべきである。
- 上記ピア・レビューが科学的に適正に行われるための前提として、即時に資源評価の基データや用いられた計算式などについては、科学的検証が可能になるよう公表すべきである。
- MSY（最大持続生産量）を達成するためのTACを決定する漁獲管理ルール（HCR）を第三者委員会の承認のもとで定める。
- 資源評価に加え漁獲枠設定も含めた資源管理全体に対する運営に関し、独立性・中立性・透明性を担保すべく、水産庁、業界団体、水産研究・教育機構から独立した外部評価機関を創設する。
- 資源評価のための予算を委託事業としてではなく、交付金として拠出し、必要額を確保する。国立研究開発法人水産研究・教育機構法の改定を行い、国民のため、資源の持続性のための研究機関へと改組する。水産研究・教育機構が収集したデータの国民への情報開示を進め、幅広い目的での学術利用を促進する。
- 水産研究・教育機構の理事長公募については、科学研究開発機関の法人長に適する大学学部長相当の学位、学識、管理能力を応募資格要件とする。
- 水産研究・教育機構への水産庁等の行政庁からの幹部職員出向を禁止する。

## 2. 資源管理制度の民主的な運用

改正漁業法によって、新たな資源管理制度の大きな枠組みが示されたものの、細かい設計は未だに示されていない。従来型の、行政が一方的に制度や漁獲枠配分を決定した後に、漁業者に説明をして理解を求めるというプロセスでは、漁業者の理解と協力を得るのは難しい。クロマグロの場合も合意形成に失敗し、漁獲枠超過や漁業者による行政訴訟へと発展している。

新たな資源管理システムの科学的な信頼性、実効性を高めるため、科学的データを基礎とした上でTAC/IQ管理の制度設計を広く国民に開かれたオープンな場で議論・検討し、漁業者の意向を尊重しながら、細かい制度設計や漁獲枠配分をすすめるべきである。

世界の様々な規範（国連海洋法条約、SDGsなど）では、小規模伝統漁業が資源にアクセスする権利を優先することがうたわれている。特に減少している資源に対しては、小規模漁業者に優先的に漁獲枠を配分するなどの配慮が必要である。

- 科学的データを議論の基礎とした上で、漁業者が参加できる議論の場をつくり、透明性のある漁獲枠配分や漁獲枠譲渡ルールを実現する。
- 国際的な規範に基づき、小規模伝統漁業の権利を優先する漁獲枠の配分ルールを策定する。
- 海洋と同じく水産資源は国民共有の財産であるとの理念・認識を深める。

## 3. 資源回復の着実な実行

農林水産省や水産研究・教育機構の調査からも明らかなように、日本の水産資源は総じて低水準にあり、資源回復が急務である。漁業者の自主的な取組である資源管理計画については、ほとんど情報公開されてこなかった上に非科学的な指標を用いており、科学的な検証を行えない内容であることが党の行政改革推進本部で行った事業レビューのヒアリングを通して明らかになっている。また平成30年度の農林水産省の事業レビューでも「資源管理が適切に行われているか確認することのできるアウトカム指標」の必要性など同趣旨の指摘を受けているところであり、科学的根拠に基づく実効的な資源管理措置およびその公表を進めるべきである。

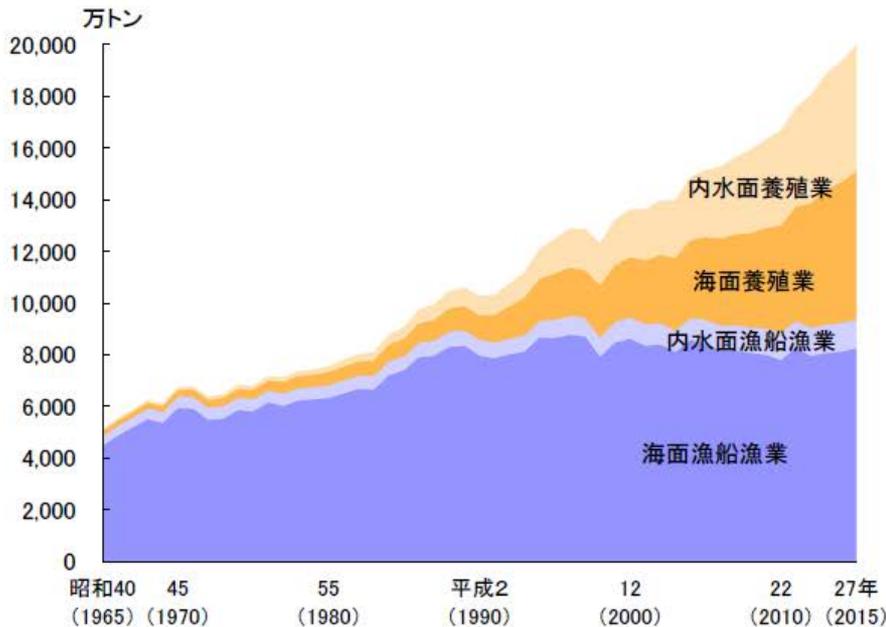
- 資源回復を必要とするTAC対象魚種・系統群の科学的回復シミュレーションとKPIを速やかに公表する。
- 資源回復の期間における減船・休漁支援の具体的な制度設計（基金方式の実施体制、沿岸・沖合漁業の漁獲量配分、適正な漁船数等の漁獲努力量、漁業者収入の直接補償など）を速やかに公表する。
- IUU（違法・無報告・無規制）漁業の撲滅のため輸入・輸出水産物の漁獲証明を含めた水産物トレーサビリティ制度の法整備を行う。

- 法制化が議論されている収入安定対策事業については、資源管理推進の趣旨に照らし漁獲報告義務の履行および科学的資源管理の実行を要件とすべきである。また、資源管理に取り組む小規模事業者が加入できるための対策を講じるべきである。
- MSY 水準で漁業を行う場合に適切な漁獲努力量の推定を行い公表する。

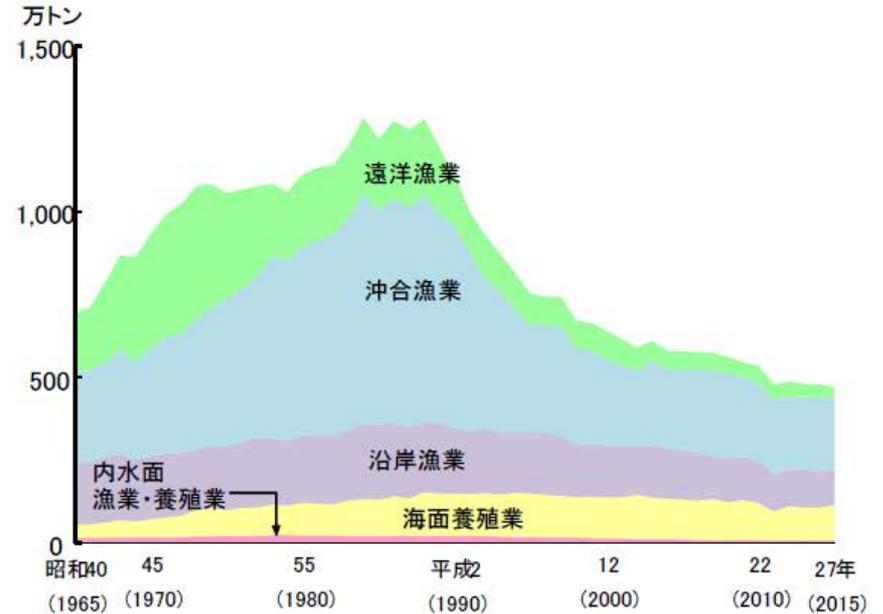
# 世界の漁業生産の状況

- 水産物の需要拡大と呼応して、世界的に漁業生産量が拡大。2015年(平成27年)の世界の漁業生産量は、1億9,977万トン。
- 世界の養殖生産量は増大を続けており、世界の漁業生産量の5割に達している。2015年(平成27年)の世界の養殖業生産量は、1億601万トン。

世界の漁業生産量の推移



日本の漁業生産量の推移

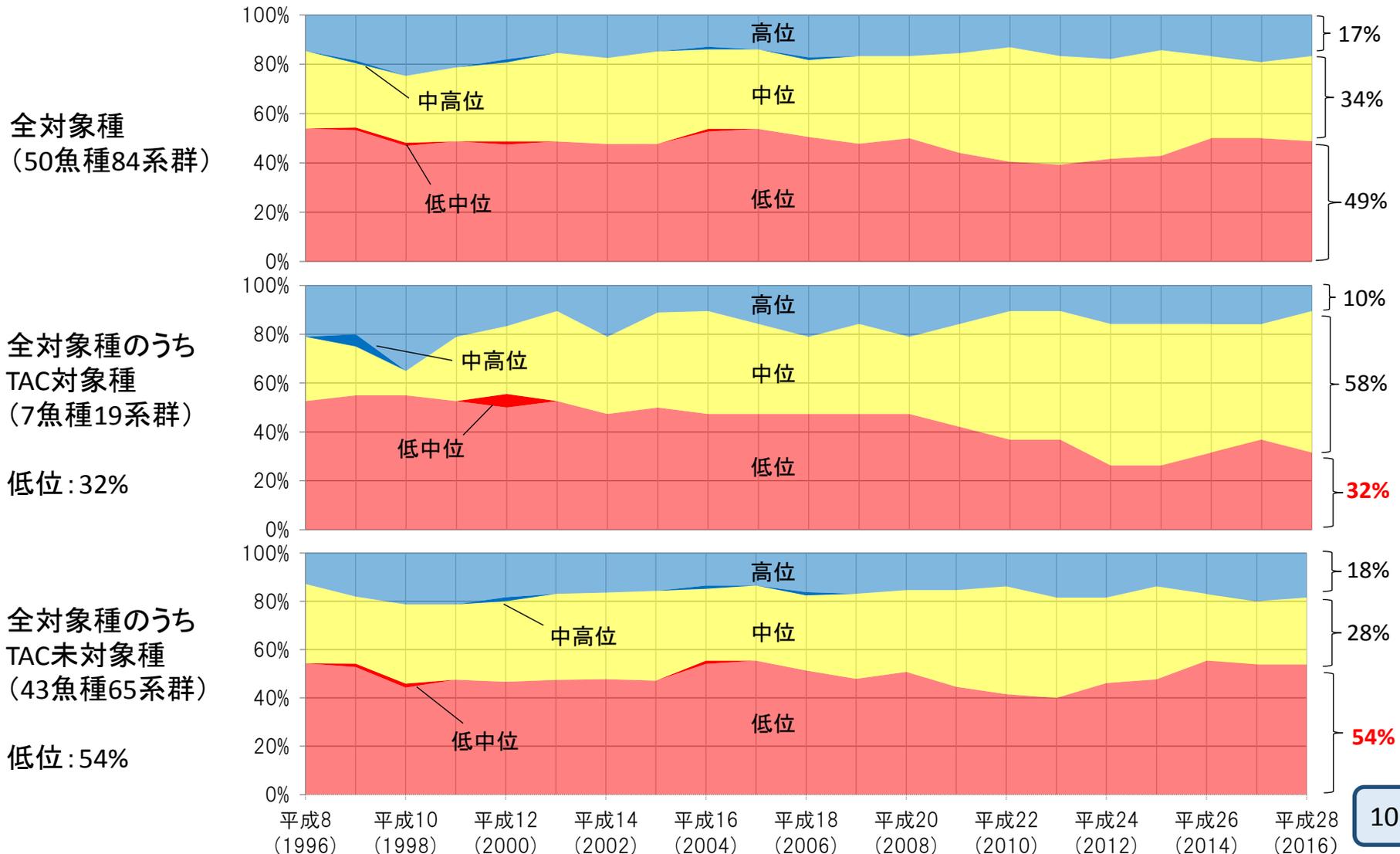


資料:FAO「Fishstat(Capture production, Aquaculture production 1965-2015)」及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

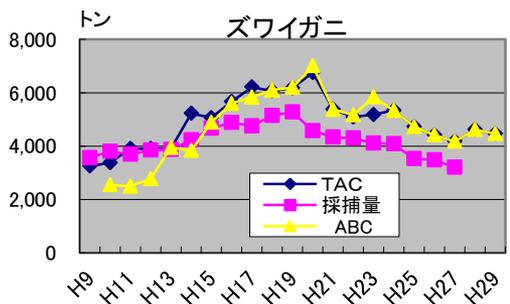
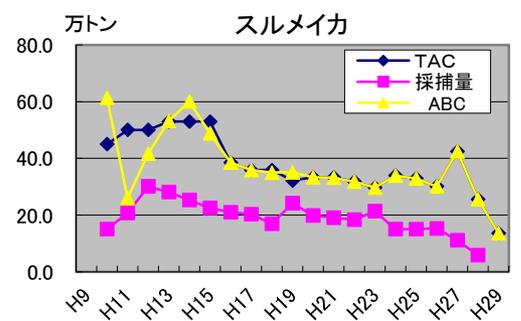
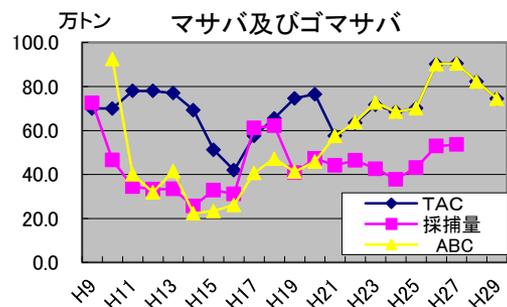
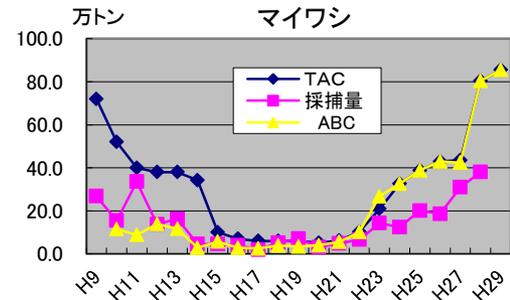
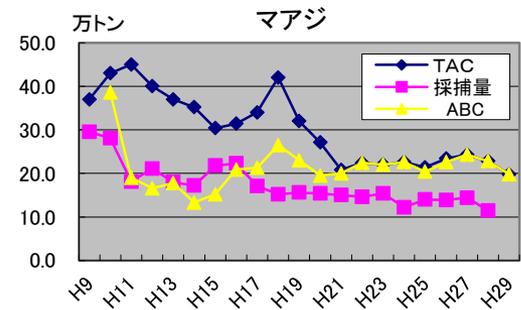
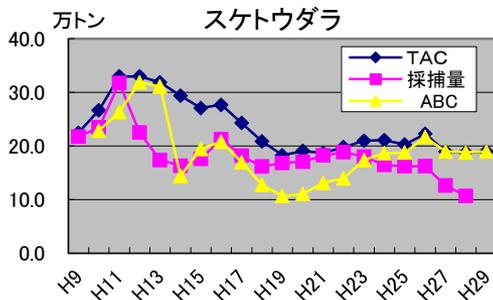
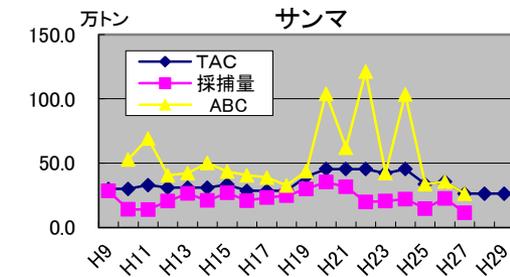
# TAC導入の効果

- 国の資源評価対象種のうち、資源が低位水準にある魚種の割合はTAC対象種が32%である一方、TAC未対象種は54%。



# TAC魚種の改善と効果

- TAC制度は1997年に漁獲実績等を勘案してABCを超えたTACを設定することにより開始されたが、2008年のTAC有識者懇談会以降、ABCとTACを一致させることを旨に運用改善の取組が行われ、2015年には唯一例外となっていたスケトウダラにおいてもABCとTACが同数量とされた。
- 資源管理計画等その他の管理措置と相まって、サバ類、マイワシ等においてABCが増加するなど一定の効果がみられる。



(注1) TACは期中改定後の数値

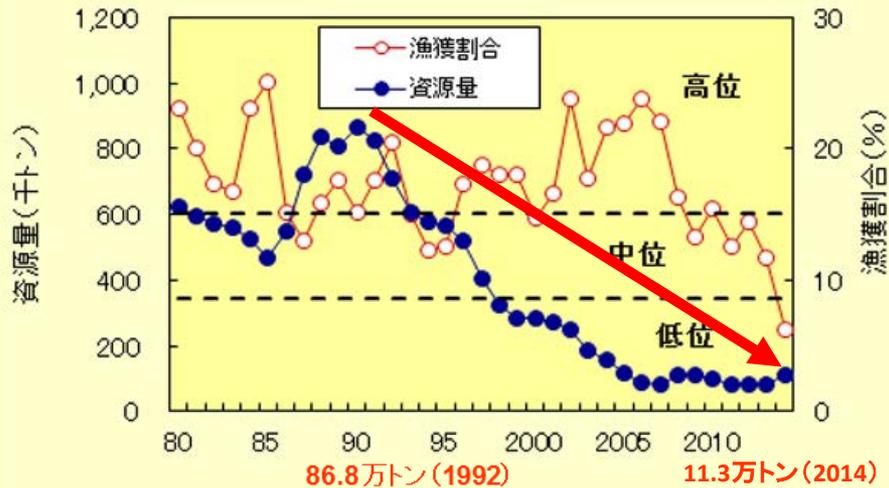
(注2) ABCはTACを期中改定した場合は再評価後の数値

# スケトウダラ

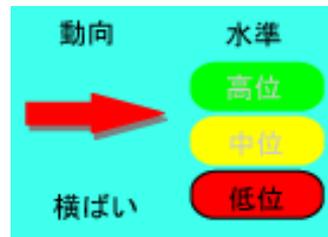
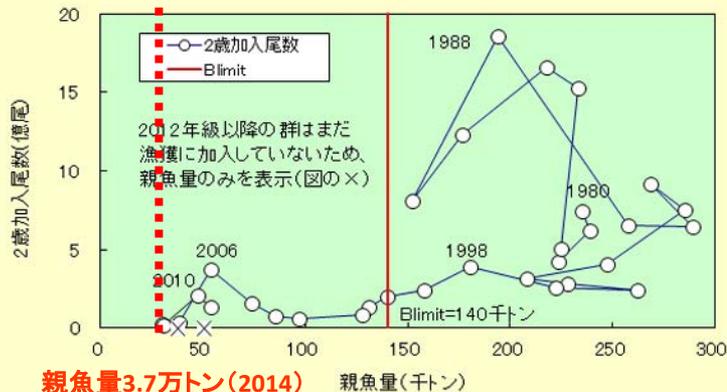
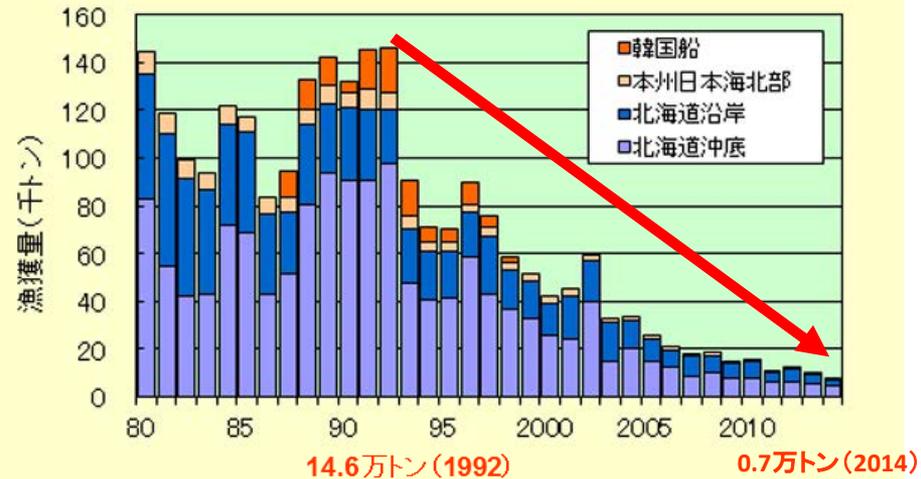
(日本海北部系群) (平成27年度評価)



## 資源量



## 漁獲量



・資源は極めて低位で横ばい

現状のままでは、  
・10年後にBlimitまで回復する確率は0%

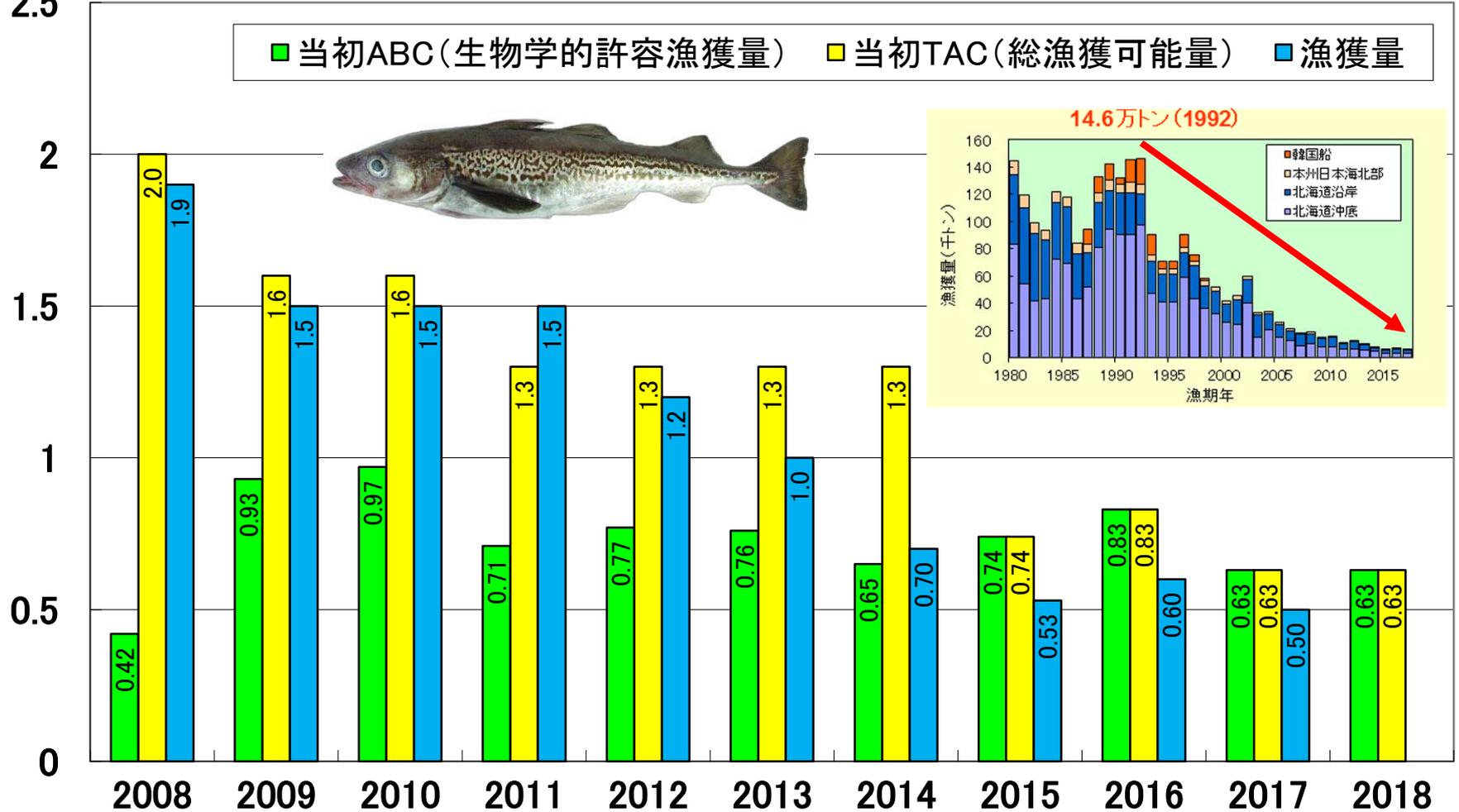
Bban(3万トン):禁漁

Blimit(15.4万トン):最低親魚量水準

出所:水産庁・水産総合研究センター「資源評価票(平成27年度)」

# スケトウダラ(日本海北部系群)のABC・TAC・漁獲量の推移

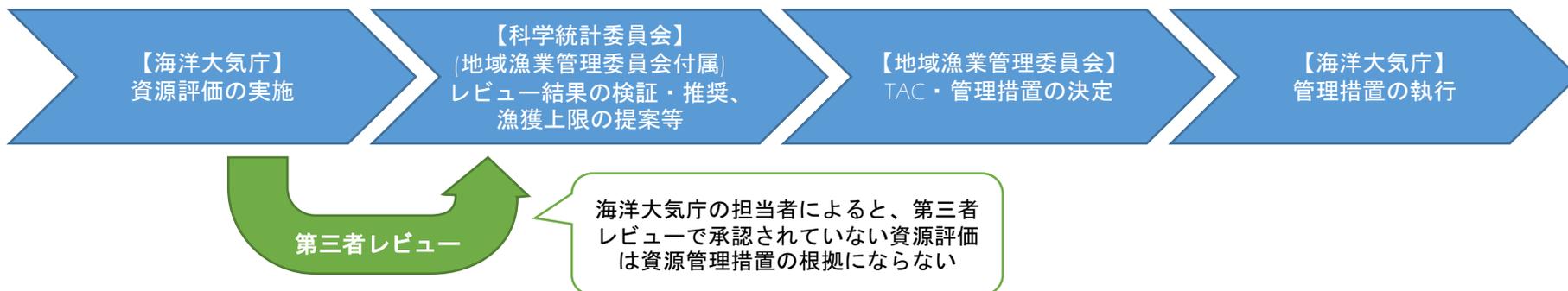
万トン



## 資源評価における第三者レビュー

- マグナソン・スティーブンス漁業保存管理法に付属する指針には、資源評価・管理で活用される科学は第三者によってレビューされるべきと記載。
- 各地域において第三者レビューが実施されているが、第三者レビューについて連邦の指針等において規定されている共通事項としては、政策ではなく科学的見地からのレビューに限定されること、専門家の中立性を確保すること、レビューの過程が公開されること等が挙げられる。

### 米国各地域における資源評価・管理プロセス概要



#### レビューの目的

- マグナソン・スティーブンス漁業保存管理法にて、第三者レビューを導入できると規定。
- レビューの目的は資源評価の科学を検証することであり、政策面での提案は範囲外。

#### レビューを実施する専門家

- 専門家には、レビューする分野の専門性に加え、利益相反が無いことが求められる。
- 専門家の中立性を確保するための手段としてはCIEという組織がある（詳細は次ページ）。

#### レビューの透明性

- レビューの過程に関係する会議、資料等は公開すべきだと指針等に規定。
- レビューが実施される会議等は基本公開され、一部地域では一般人に発言の機会も。

## CIEの役割

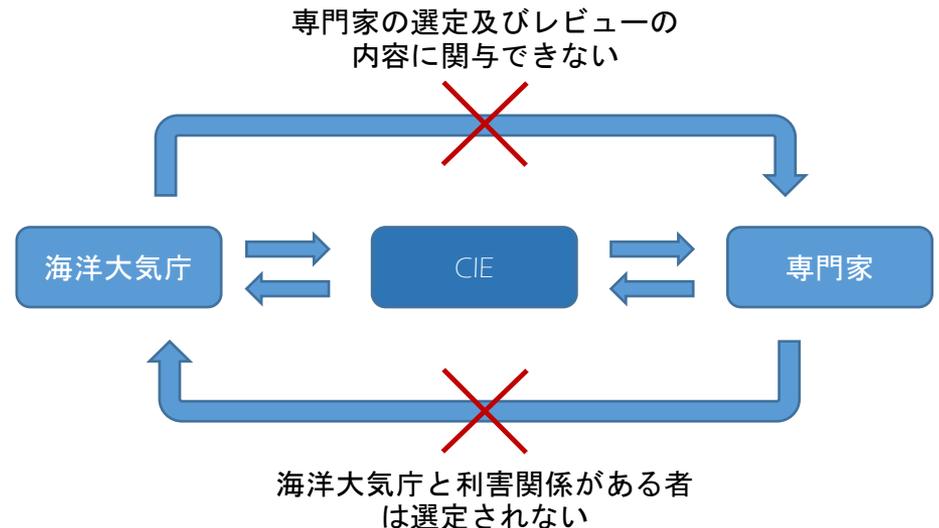
- 「独立した専門家センター」(CIE)は、海洋大気庁等の依頼に応じ、各分野の専門家(多くは米国外出身)を選別する。選定された科学者が資源評価等について科学的見地からのレビューを行い、資源評価の精度向上・資源評価の中立性担保等に貢献。
- レビューの中立性を保つため、専門家の選定過程に海洋大気庁は関与できない、海洋大気庁等から随意契約に基づく補助金(補助金)を享受する者は専門家から除外する等の選定基準を設けている。

### CIEの概要

- 1988年に設立。
- 元々はマイアミ大学が事務局の役割を担っていたが、現在はNorthern Taiga Ventures社が事務局を務めている。
- 事務局は、独自のデータベースにある専門家又はその他専門家を選定し、海洋大気庁のレビュー業務を請け負う。

### 専門家の条件

- 資源評価等の分野の専門家であり、ピアレビューの経験を有する者。
- 海洋大気庁又は州政府・自治体から助成金・給与等を享受していない者。業界団体、環境団体、NGO等から助成金・給与等を享受していない者。
- 上記の条件を満たす専門家に限定した結果、専門家の82%は米国外(カナダ、ヨーロッパ等)の者。



## ■用語解説

### ABC (Allowable Biological Catch)

『生物学的に許容される漁獲量』のこと。資源評価に基づき決定され、漁獲枠を定めるための科学的根拠とされる。

### TAC (Total Allowable Catch)

水産資源保護のため定める、『許容される漁獲量の上限枠』のこと。特定の魚種ごとに決定され、資源量によって変動する。

### MSY (Maximum Sustainable Yield)

『最大持続生産量』のこと。漁獲量をMSYの範囲に留めた場合、資源の持続性が維持でき乱獲にならない範囲での、最大の漁獲量が期待できる。

### HCR (Harvest Control Rule)

予め定めておく『漁獲管理ルール』のこと。資源状況を示す指標をあらかじめ決めておき、資源状況の変動次第で、許容される漁獲量についてあらかじめ定めておくこと。

### IQ (Individual Quota)

TAC で設定された漁獲枠を、個々の漁業者に割り当てる制度。『個別割当』のこと。漁業者間の早獲り競争を防げる。